

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		永久標等の移転請求等（公共測量）
根拠法令及び条項		測量法第24条
所管部課係名		インフラ整備部道路管理課管理係
審査基準	関係条項	新座市公共基準点管理保全要綱 第5条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>【根拠条文】 測量法 (測量標の移転の請求) 第二十四条 基本測量の永久標識又は一時標識の汚損その他その効用を害するおそれがある行為を当該永久標識若しくは一時標識の敷地又はその付近でしようとする者は、理由を記載した書面をもって、国土地理院の長に当該永久標識又は一時標識の移転を請求することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び新座市公共基準点管理保全要綱第5条による。</p> <p>新座市公共基準点管理保全要綱 第5条 工事施工者(当該工事施工者が土地所有者等である場合を除く。)が、公共基準点の一時撤去又は移転をする必要が生じたときは、あらかじめ新座市公共基準点(一時撤去・移転)承認申請書に次に掲げる図書を添えて、これを市長に提出するものとする。 (1) 位置図及び平面図(掘削位置と公共基準点との位置関係を明示したもの) (2) 公共基準点及びその周辺が確認できる写真 (3) 再設置位置図(工事着手前と工事完了後の公共基準点の位置関係が確認できるもの)</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1週間
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)